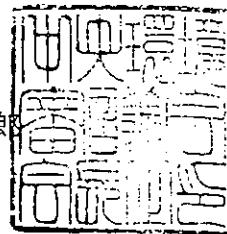


中環審 第92号
平成8年12月18日

環境庁長官
石井道子 殿

中央環境審議会会長
近藤次郎



今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第三次答申）

平成7年9月20日付け諮問第24号により中央環境審議会に対してなされた「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（諮問）」のうち、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る環境基準については、大気部会に環境基準専門委員会を設置し、検討を行った結果、下記のとおり結論を得たので答申する。

記

1. トリクロロエチレンに係る環境基準について

トリクロロエチレンに関する人の健康影響に係る判定条件と指針について、別添1のトリクロロエチレンに係る環境基準専門委員会報告を了承する。

これに基づき、トリクロロエチレンに係る大気環境基準の設定に当たっての指針値として、低濃度長期曝露による健康影響を未然に防止する観点から年平均値 $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下とし、これを目標にトリクロロエチレンの大気中への排出抑制対策を講じていくことが適当である。

2. テトラクロロエチレンに係る環境基準について

テトラクロロエチレンに関する人の健康影響に係る判定条件と指針について、別添2のテトラクロロエチレンに係る環境基準専門委員会報告を了承する。

これに基づき、テトラクロロエチレンに係る大気環境基準の設定に当たっての指針値として、低濃度長期曝露による健康影響を未然に防止する観点から年平均値 $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下とし、これを目標にテトラクロロエチレンの大気中への排出抑制対策を講じていくことが適当である。